

令和8年8月19日

土木部監理課	入札・契約G
担 当	庄田
内 線	5023
外 線	076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(株) 宮地組 輪島市河井町6－35
森土木工業 (株) 輪島市房田町7－36

2 指名停止期間

令和8年8月19日 から 令和8年9月1日 まで (2週間)

3 指名停止事由

令和8年8月7日、奥能登土木総合事務所発注の「長沢3号 災害関連緊急地すべり対策工事 (概略発注対象工事)」において、不整地運搬車により掘削土砂の運搬作業をしていたところ、運転操作を誤り、斜面に沿って20メートル下に車両ごと転落し運転手が負傷した。

穴水労働基準監督署は、令和8年8月12日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内